

四半期報告書

(第32期第2四半期)

平成21年7月1日から
平成21年9月30日まで

総合メディカル株式会社

福岡市中央区天神二丁目14番8号

(E05093)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	5
3 経営上の重要な契約等	6
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	6
第3 設備の状況	13
第4 提出会社の状況	14
1 株式等の状況	14
(1) 株式の総数等	14
(2) 新株予約権等の状況	14
(3) ライツプランの内容	16
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	16
(5) 大株主の状況	17
(6) 議決権の状況	18
2 株価の推移	18
3 役員の状況	19
第5 経理の状況	20
1 四半期連結財務諸表	21
(1) 四半期連結貸借対照表	21
(2) 四半期連結損益計算書	23
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	25
2 その他	35
第二部 提出会社の保証会社等の情報	36

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成21年11月6日
【四半期会計期間】	第32期第2四半期（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）
【会社名】	総合メディカル株式会社
【英訳名】	SOGO MEDICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金納 健太郎
【本店の所在の場所】	福岡市中央区天神二丁目14番8号 （上記は登記上の本店所在地であり、本社業務は下記において 行っております。）
【電話番号】	092(713)7611（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 高木 周策
【最寄りの連絡場所】	福岡市中央区天神三丁目9番33号
【電話番号】	092(713)7611（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 高木 周策
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第31期 第2四半期 連結累計期間	第32期 第2四半期 連結累計期間	第31期 第2四半期 連結会計期間	第32期 第2四半期 連結会計期間	第31期
会計期間	平成20年 4月1日から 平成20年 9月30日まで	平成21年 4月1日から 平成21年 9月30日まで	平成20年 7月1日から 平成20年 9月30日まで	平成21年 7月1日から 平成21年 9月30日まで	平成20年 4月1日から 平成21年 3月31日まで
売上高 (百万円)	31,618	33,136	15,792	17,072	65,879
経常利益 (百万円)	604	805	663	587	2,555
四半期(当期)純利益 (百万円)	266	412	327	332	1,277
純資産額 (百万円)	—	—	14,557	14,966	15,051
総資産額 (百万円)	—	—	27,808	30,589	29,926
1株当たり純資産額 (円)	—	—	1,910.04	2,041.94	2,001.72
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	34.90	55.87	42.86	45.47	168.08
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	34.89	—	—	—	168.06
自己資本比率 (%)	—	—	52.2	48.3	50.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	50	1,590	—	—	1,353
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△602	△630	—	—	△1,118
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△901	△240	—	—	△2,181
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	3,913	4,139	3,420
従業員数 (人)	—	—	1,773	1,965	1,704

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第31期第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 第32期第2四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、関係会社の異動は次のとおりであります。

薬局関連事業

平成21年9月11日に調剤薬局8店舗（栃木県2店、群馬県6店）、ドラッグストア2店舗（栃木県2店）、居宅介護支援事業所1店舗（群馬県）を運営するとりせんファーマシー(株)の全株式を取得（同日付で総合メディカル・ファーマシー関東(株)に商号変更）し連結子会社となりました。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の連結子会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
					資金援助 (百万円)
(連結子会社) 総合メディカル・ファーマシー関東(株)	群馬県太田市	10	薬局関連事業	100.0	100

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
2 上記子会社は、特定子会社に該当しません。
3 上記子会社は、有価証券届出書または有価証券報告書を提出していません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数 (人)	1,965 [577]
----------	-------------

(注) 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パートタイマー及び派遣社員は〔 〕内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数 (人)	1,663 [434]
----------	-------------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パートタイマー及び派遣社員は〔 〕内に当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

(薬局関連事業)

区分	前第2四半期連結会計期間 (平成20年7月1日から 平成20年9月30日まで) (百万円)	当第2四半期連結会計期間 (平成21年7月1日から 平成21年9月30日まで) (百万円)	前年同四半期比 (%)
調剤薬品	6,822	7,278	106.7
一般薬	112	135	121.2
合計	6,934	7,414	106.9

(注) 金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

区分	前第2四半期連結会計期間 (平成20年7月1日から 平成20年9月30日まで)		当第2四半期連結会計期間 (平成21年7月1日から 平成21年9月30日まで)		前年同四半 期比 (%)
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
コンサルティング関連事業					
コンサルティング	176	1.1	156	0.9	88.7
D t o D	159	1.0	183	1.1	114.6
計	335	2.1	339	2.0	101.0
薬局関連事業					
調剤売上					
薬剤に係る収入	8,063	51.1	8,846	51.8	109.7
調剤技術に係る収入	2,676	16.9	2,783	16.3	104.0
小計	10,739	68.0	11,630	68.1	108.3
一般薬等売上	185	1.2	189	1.1	102.4
計	10,924	69.2	11,819	69.2	108.2
レンタル関連事業					
商品売上	—	—	178	1.0	—
レンタル	1,596	10.1	1,580	9.3	99.0
計	1,596	10.1	1,759	10.3	110.2
リース・割賦関連事業					
商品売上	2,227	14.1	2,205	12.9	99.0
リース	206	1.3	238	1.4	115.9
割賦販売	59	0.4	69	0.4	117.2
計	2,493	15.8	2,514	14.7	100.8
その他の事業					
設計・施工	241	1.5	389	2.3	161.1
病院内売店の経営	154	1.0	135	0.8	87.7
その他	46	0.3	115	0.7	249.6
計	442	2.8	640	3.8	144.7
合計	15,792	100.0	17,072	100.0	108.1

(注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2 金額に消費税等は含まれておりません。

3 DtoDは、医師の転職や開業、医業継承、医療連携を支援するシステムであり、医師紹介、開業コンサルティング、医師求人広告等に係る売上を計上しております。

4 薬局関連事業の処方せん応需実績は以下のとおりであります。

地区別	前第2四半期連結会計期間 (平成20年7月1日から 平成20年9月30日まで)		当第2四半期連結会計期間 (平成21年7月1日から 平成21年9月30日まで)		前年同四半期比
	期末 店舗数	処方せん応需実績 (千枚)	期末 店舗数	処方せん応需実績 (千枚)	処方せん応需実績 (%)
北海道	3	8	3	8	100.0
東北	12	51	13	59	114.2
関東	31	167	31	166	99.6
中部	42	195	43	199	102.2
近畿	12	46	14	53	115.4
中国	29	179	30	181	101.5
四国	10	46	12	53	113.7
九州	116	640	119	650	101.5
合計	255	1,336	265	1,372	102.7

(注) とりせんファーマシー株式会社(総合メディカル・ファーマシー関東株式会社に商号変更)の調剤薬局8店舗(栃木県2店、群馬県6店)は含まれておりません。

- 5 薬局関連事業の処方せん枚数は、期中を通じて薬局を新規出店していること、また風邪やインフルエンザが冬場に流行する傾向にあることなどから下半期に増加する傾向があります。このために薬局関連事業の販売実績は、上半期に比較して下半期の割合が高くなる傾向があります。
- 6 当社の商品売上取引は、当社がユーザーとの間でリース契約や定額レンタル契約した物件を他のリース会社に売却するものであります。当社は、ユーザーから債権の代行回収を行い、その回収額をリース会社へ支払います。当社にとっては、サプライヤーからの物件購入額とリース会社に対する物件売却額との差額が当社の利益となります。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、企業収益や設備投資が大幅に減少し、雇用情勢の悪化や個人消費の低迷など、依然として厳しい状況が続いております。

医療界におきましても、医療費抑制を目的とする近年の医療制度改革の影響により、引き続き厳しい経営環境が続いているなか、民主党への政権交代により、医療制度改革への影響など今後の行方にも注目が集まっております。

このような状況のもと、当社グループは、医師と医療機関のよきパートナーとして、コンサルティングをベースにした経営のトータルサポートで、健全な病医院経営と患者さんへの「よい医療」を支援しております。

当社は、平成20年4月からスタートした3年間にわたる中期経営計画「クオリティ・アップ2011」に基づき、すべての人びとから安心され、信頼され、親しまれる価値ある企業として、質の高いサービスを提供すべく努めております。D to D（Doctor to Doctor = 医業継承・医療連携・医師転職支援システム）による医師紹介や開業支援をとおして、医師や医療機関のニーズに応えるとともに、そうごう薬局を通じて価値ある薬局づくりを進めてまいりました。

この結果、当第2四半期連結会計期間の経営成績は、薬局関連事業の売上増加で、売上高は17,072百万円（前年同期比8.1%増）となりましたが、利益面では、前年同期の薬価基準改定による影響の反動で、営業利益は589百万円（同9.9%減）、経常利益は587百万円（同11.5%減）となりました。四半期純利益は住民税の均等割が減少して332百万円（同1.5%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績の概要は以下のとおりであります。

① コンサルティング関連事業

D to D（医業継承・医療連携・医師転職支援システム）については、転職・開業希望の勤務医の登録数増加を図り、当第2四半期連結会計期間末の勤務医の登録数は第1四半期連結会計期間末に比べ1,904人増加の20,172人となりました。D to Dの支援件数は、医師の転職支援が322件（前年同期比15件増）、開業支援が19件（前年同期も19件）となりました。

この結果、D to Dに係る売上は183百万円（同14.6%増）となりましたが、病医院の経営診断や経営改善などに係るコンサルティング収入は156百万円（前年同期比11.3%減）となり、コンサルティング関連事業全体の売上高は339百万円（同1.0%増）となりました。利益面では、D to Dの登録拡大と推進のための費用が増加して、営業利益が56百万円（同3.7%減）となりました。

② 薬局関連事業

当第2四半期連結会計期間中に、調剤薬局5店舗の出店（宮城県1店、大阪府1店、福岡県2店、大分県1店）と1店舗の閉鎖を行いました。また、9月11日には、調剤薬局8店舗（栃木県2店、群馬県6店）を運営するとりせんファーマシー(株)の全株式を取得しました（同日付で総合メディカル・ファーマシー関東(株)に商号変更）。以上の結果、当第2四半期連結会計期間末の調剤薬局は273店となりました。

売上高は、既存店の売上が前年同期比6.0%増加したことに加え、出店による増収効果もあり、11,819百万円（前年同期比8.2%増）となりましたが、利益面では、前年同期の薬価基準改定による影響の反動で、営業利益は802百万円（同19.0%減）となりました。

③ レンタル関連事業

レンタルにつきましては、利用者の快適さ向上のために付加価値の高いサービスを提供するとともに、採算性の向上も図りました。また、定額レンタル契約の満了案件については契約の更新を推進しました。なお、定額レンタルは、資金回収の効率化のため、主に商品売上（定額レンタル契約の売却）を実施しております。

この結果、売上高は、商品売上178百万円を計上したことで1,759百万円（前年同期比10.2%増）となりました。利益面でも、商品売上による利益の増加に加え、地デジ対策に係るレンタル物件の入れ替えがユーザー意向もあり進捗していないことから、計画していた原価の発生が抑制され、営業利益は279百万円（同50.3%増）となりました。

④ リース・割賦関連事業

医療機器の買い控えなどで全国の医療機器リース取扱高が前年同期比10%近く落ち込んでいるなか、当第2四半期連結会計期間のリース・割賦に係る契約高は、2,575百万円（前年同期比1.9%減）となりました。

この結果、売上高は、快そう計画など提案型商品に係る割賦売上が増加して、2,514百万円（前年同期比0.8%増）となり、営業損失は22百万円となりました（前年同期の営業損失は55百万円）。

⑤ その他の事業

医療施設の設計・施工については、医院の新規開業・継承開業に係る売上が増加し、売上高は389百万円（前年同期比61.1%増）となりました。特定保健指導の受託サービスについては、前期は特定健診の実施時期の遅れなどから受託サービス開始が大幅に遅れましたが、当期は期初からサービスを開始しております。また、医療機関の治験業務支援（SMO）についても症例数が着実に増え、特定保健指導の受託サービス、治験業務支援ともに売上が前年同期と比べ増加しました。

以上の結果、売上高は640百万円（前年同期比44.7%増）となり、営業利益は22百万円と前年同期の営業損失から改善しました（前年同期は営業損失30百万円）。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は4,139百万円となり、第1四半期連結会計期間末に比べ195百万円（4.5%）減少しました。この主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間における営業活動による資金の増加は65百万円（前年同期は資金の減少431百万円）となりました。この主な要因は、税金等調整前四半期純利益を576百万円、減価償却費を282百万円計上しましたが、売上債権の増加により資金が584百万円減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間における投資活動による資金の減少は443百万円（前年同期比5.3%増）となりました。この主な要因は、調剤薬局出店に伴う店舗用建物などの取得により資金が177百万円減少し、賃貸資産の取得により資金が203百万円減少したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間における財務活動による資金の増加は182百万円（前年同期は資金の減少410百万円）となりました。この主な要因は、長期借入れにより資金が1,000百万円増加しましたが、長期借入金の返済により資金が347百万円、自己株式の取得により資金が437百万円減少したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はあ

りません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

A 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社であるため、当社の株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引ができるものです。当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかし、大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社の取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間を確保しないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないなど、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう買付行為もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保しまたは向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。したがって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

B 基本方針の実現に資する取組み

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための取組みとして、中期経営計画による企業価値向上への取組み、及びコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレートガバナンスの充実のための取組みを実施しております。

a 中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、「よい医療を支え、よりよい社会づくりに貢献する」ことを理念として、病医院の経営コンサルティング、薬局、レンタル、リース等の事業を展開してまいりました。当社は、「よい医療は、よい経営から」とのコンセプトのもとで、医師と医療機関のよきパートナーとして「よい医療」の実現を支援しております。

当社は、行動規準である「わたしたちの誓い」と社是・社訓とを役員・社員一人ひとりが実践していくことで、よりよい社会づくりに貢献し、社会から評価され、尊敬される企業になることを目指しております。

以上のような経営の理念及び基本方針のもとで、当社は、以下のような中期経営計画（2011年3月期まで）を策定・実施しております。

当社は、平成20年（2008年）4月から3年間にわたる中期経営計画「クオリティ・アップ2011」に基づき、すべての人びとから安心され、信頼され、親しまれる価値ある企業として、質の高いサービスを提供してまいります。

また、当社は、D to Dのさらなる質の向上を図り、医師紹介や開業支援をとおして、医師や医療機関のニーズに応えるとともに、そうごう薬局などを通じて価値ある薬局づくりを進め、地域の「よい医療」を支援してまいります。

中期経営計画の重点施策は以下のとおりです。

- ① バランスのとれた事業構造と市場相応の収益構造をめざします。
 - ・ D to Dと価値ある薬局づくりを推進します。
 - ・ 東日本地区における業績の構成比を高め、市場規模に応じた収益構造にします。
 - ・ 各営業拠点は地域ナンバーワンの業績やサービスをめざします。
 - ・ 他社との提携などを通じて新商品、新事業を創造します。
- ② 地域ヘルスケアネットワークの基盤づくりの支援と新たな事業を創造します。
 - ・ 質の高いD to Dをめざします。
 - ・ 医療モールなどの開発型案件を推進します。
 - ・ 病院・介護・福祉施設などの運営受託を推進します。
 - ・ 地域ヘルスケアネットワークの基盤づくりを通じて、中期的な新たな事業を創造します。
- ③ 社員が安心して、やりがいをもって働ける職場づくりを推進します。
 - ・ 個々の社員が能力をフルに発揮できる会社をめざし、人事部門の強化、ワークライフバラ

ンスの推進など人事制度の運用改善を行います。

- ・人材育成制度を見直し、的確な時代認識と高い倫理観、社会観を持った人材、将来を見据えてグローバル化に対応できる人材を育成します。
- ・風通しのよい会社、意思決定と実行スピードの早い会社にします。

④ 社会からより高い信頼を得られる企業をめざします。

- ・内部統制体制を強化し、業務の適正を確保するための体制整備を推進します。
- ・情報システム化を推進します。

各事業の目標と主な施策は以下のとおりです。

- ① DtoDでは、転職・開業支援サイト「DtoDコンシェルジュ」のリニューアルなどにより登録数の拡大を行うとともに、専任体制の確立やCS担当の設置などにより、支援業務の質をより向上させ、医師の転職・開業支援で「ナンバーワン」をめざします。
- ② 薬局では、患者さんに安全で効率的な医療を提供するとともに、患者さんにやさしい店づくり、後発医薬品の普及や在宅医療にも取り組み、すべての人びとから安心され、信頼され、親しまれる「価値ある薬局」をつくります。
- ③ レンタルでは、採算性を重視するとともに、地上デジタル放送に計画的に対応するなど、お客様の快適さ向上のためのサービスを提供します。
- ④ リース・割賦では、DtoD推進に伴う契約案件を営業につなげるとともに、快そう計画などの提案型商品を積極的に推進し、収益性を高めます。
- ⑤ コンサルティングでは、質の高いコンサルタントを育成し、病院の運営受託・施設賃貸を通じて、地域ヘルスケアネットワークの基盤づくりを支援します。また、サクシードメンバーズの機能を充実させ、付加価値を高めます。

当社グループでは以上のような取り組みを行い、グループ一体となって経営課題を克服するとともに、「よい医療を支え、よりよい社会づくりに貢献する」という企業としての社会的責任を全うすることで、今後の永続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

b コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する企業環境に対応した迅速な経営意思決定と、経営の健全性向上を図ることによって企業価値を継続して高めていくことを経営上の最重要課題のひとつとして位置づけております。その実現のために、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先、地域社会、従業員等の各利害関係者との良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

また、株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報公開により、経営の透明性を高めてまいります。

② 会社の機関の内容及び内部統制システム整備の状況

ア 会社の機関の基本説明

当社の取締役会は8名で構成されており、うち1名が社外取締役であります。

当社の監査役会は、常勤監査役2名、非常勤監査役2名の計4名で構成されており、うち3名を社外監査役とし、公正性、透明性を確保しております。

また、当社は、従来からの監査役制度を引き続き採用することとしておりますが、より健全性、忠実性を充たした透明性の高い経営体を目指し、如何なる形態の企業統治方式がふさわしいかを定めるため検討を継続していく予定であります。

当社は、社外取締役専従スタッフの配置はしていませんが、必要に応じて総務部が適宜対応しております。

イ 会社の機関の内容、内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

取締役会は、原則として毎月1回開催し、会社の重要事項について意思決定を行っております。

常勤取締役で構成される常務会は、原則として毎月2回開催し、取締役会へ付議すべき事項、取締役会の決定事項以外の事項を決定しております。社長以下の常勤取締役で構成される経営会議及び個別案件協議報告会は、原則としてそれぞれ毎月1回開催し、常務会に付議される事項についての審議、経営に関する諸問題の討議や情報交換等を行っております。

監査役会の構成員である各監査役は、取締役会へ出席し、さらに常勤監査役については、常務会、経営会議、個別案件協議報告会にも出席して意見を述べています。

当社は執行役員制度を導入し、取締役会が選任した執行役員が業務執行を行い、取締役会がこれを監督しております。

社長直下の監査部9名が全部門を対象に内部監査を計画的に実施しており、監査結果は、社長に報告しております。被監査部門に対しては、改善事項の指導を行い、改善状況を報告させることにより実効性のある監査を実施しております。

監査役、監査部、会計監査人は、監査計画や監査結果に関する情報を適時交換し、有効かつ効率的な監査の実施に努めております。

また、当社は、定期・通期採用の社員研修及び階層別研修等における「企業倫理とコンプライアンス経営」の教育を通じて、コンプライアンスの向上に努めています。

- C 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年4月24日開催の当社取締役会において、当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針の導入を決定し、平成19年6月20日開催の第29期定時株主総会において買収防衛策に関する定款変更議案とともに承認可決されました。対応方針の有効期限の満了に伴い、平成20年5月28日開催の当社取締役会において対応方針を改定し、下記の当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」という。）の導入を決定し、本対応方針は、平成20年6月18日開催の第30期定時株主総会において承認可決されました。

本対応方針においては、当社が発行者である株券等について、①保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、もしくは②公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除く。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまたは行おうとする者を「大規模買付者」という。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した「大規模買付意向表明書」と大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。

大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、最大60日間または最大90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として設定します。大規模買付者は、この評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、評価期間中に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合、または、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合であっても当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、一定の対抗措置を講じることか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置します。当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重いたします。

当社取締役会は、①当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集することを特別委員会が勧告した場合、または、②株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。当社取締役会は、株主意思確認株主総会が開

催された場合には、対抗措置の発動について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとし、

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。新株予約権の無償割当てを行う場合には、株主の皆様に対し、その所有する当社の普通株式1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをいたします。そして、新株予約権については、当社の株券等の大量保有者等は非適格者として行使することができない旨の差別的行使条件を定めるものとしております。また、当社は、上記非適格者以外の株主の皆様が所有する新株予約権を取得し、これと引替えに新株予約権1個につき当社の普通株式1株を交付することができる旨の差別的取得条項を定めるものとしております。

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

本対応方針の有効期間は、平成23年6月に開催予定の当社第33期定時株主総会の終結時までといたします。なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、

D 上記Bの取組みについての当社取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための取組みとして、上記Bの取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記Aの基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記Bの取組みは、上記Aの基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

E 上記Cの取組みについての当社取締役会の判断

上記Cの取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いまは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記Aの基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記Cの取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。さらに、上記Cの取組みにおいては、株主意思の重視、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記Cの取組みの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記Cの取組みは、上記Aの基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発活動については該当事項はありません。なお、日常業務の延長として、新事業企画・開発の担当部署が中心となり、医療機関のニーズに対応した新規事業、新商品の開発に取り組んでおります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

A セグメント別の収益構造について

当社グループの営業利益は「薬局関連事業」に偏重しております。当第2四半期連結会計期間における売上高構成比（全セグメントの売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む）の合計に対する各セグメントの売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む）の比率）では、「薬局関連事業」が68.2%と最も大きく、次いで「リース・割賦関連事業」が14.5%、「レンタル関連事業」が10.1%となっており、営業利益の構成比（全セグメントの営業利益の合計に対する各セグメントの営業利益の比率）では、「薬局関連事業」が70.6%を占め、「レンタル関連事業」が24.5%となっております。以上のように、当面の営業利益の増減は、「薬局関連事業」の売上動向に左右される傾向があります。

B 薬局関連事業の収益構造について

当社グループの収益の牽引役となる薬局関連事業において、現状では、積極的な調剤薬局の新規出店を推進していること、冬季に風邪等が流行して処方せん枚数が増加する傾向にあること等から、構造上、売上高は上半期に比較して下半期の割合が高く、営業利益も下半期の割合が高くなる傾向があります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

A 資金調達方針

当社は、安定した資金確保と、調達コストの低減を図り、金利変動リスクや流動性リスク等の市場リスクにも対応しております。今後は、さらなる自己資本の増加により、格付会社からの高格付けを取得し、資金調達の多様化と優位性を確保してまいります。

B キャッシュ・フロー

(2) キャッシュ・フローの状況に記載のとおりです。

第3【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

(1) 重要な設備の新設等

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった設備の新設等について重要な変更はありません。

なお、薬局関連事業の店舗設備については、前四半期連結会計期間末において計画中であった店舗のうち5店が当第2四半期連結会計期間に完了しました。

また、レンタル関連事業のレンタル資産については、前四半期連結会計期間末において計画中であった医療機関（ユーザー）とのレンタル設置契約に基づくテレビ等の賃貸設備に関し、当第2四半期連結会計期間に総額387百万円の設備投資を行いました。

なお、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

当第2四半期連結会計期間において新たに確定した重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年11月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,670,078	7,670,078	東京証券取引所 市場第一部	(注)
計	7,670,078	7,670,078	—	—

(注) 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年6月18日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	3,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)9
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,967(注)3
新株予約権の行使期間	平成23年4月1日～平成24年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,967 資本組入額 1,483
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

(注)1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。ただし、下記2に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の他、新株予約権の割当後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で当社取締役会は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に上記1に定める付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。その他、新株予約権（その行使により発行される株式の発行価額が新株予約権を発行した時の株式の時価を下回る場合に限る。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分の場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権の割当後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社取締役会は必要と認める株式数の調整を行う。

- 4 (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役または管理職の地位にある従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、任期満了・定年により退任・退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- (3) その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 5 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 6 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 7 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権を行使できなくなった場合には、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 8 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条1項8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下「再編対象会社新株予約権」という。）を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
再編対象会社の普通株式とし、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1及び2に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記3に準じて決定する。

- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由
上記7に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5に準じて決定する。
- (9) 組織再編行為の際の再編対象会社新株予約権の取扱い
本8に準じて決定する。
- 9 「1 (1) ②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	—	7,670,078	—	3,513	—	3,654

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町1丁目2-1	1,550,000	20.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	539,400	7.03
小山田 浩定	福岡市中央区	420,407	5.48
東京センチュリーリース株式会社	東京都港区浜松町2丁目4-1	330,000	4.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	275,600	3.59
金納 健太郎	福岡県柳川市	193,260	2.51
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13-1	176,000	2.29
株式会社山口銀行	山口県下関市竹崎町4丁目2-36	172,000	2.24
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	143,000	1.86
総合メディカル従業員持株会	福岡市中央区天神2丁目14-8	139,740	1.82
計	—	3,939,407	51.36

(注) 1 上記のほか当社所有の自己株式428,321株(5.58%)があります。

- 2 住友信託銀行株式会社から平成21年5月12日付けで大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成21年4月30日現在で当社が以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その変更報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
住友信託銀行株式会社	大阪府中央区北浜四丁目5番33号	419,400	5.47

また、ブラックロック・ジャパン株式会社から平成21年5月7日付けで大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成21年4月30日現在で当社とその共同保有者が以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その変更報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目7番12号	116,500	1.52
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッド	英国 ロンドン市 キングウィリアム・ストリート 33	76,800	1.00
ブラックロック・(チャンネル諸島)リミテッド	チャンネル諸島 ジャージー市 セイント・ヘリアー グレンビル・ストリート フォーラム・ハウス JE1 OBR	120,800	1.57
計	—	314,100	4.10

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 428,300	—	「1 (1) ②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式 (その他)	普通株式 7,224,200	72,242	同上
単元未満株式	普通株式 17,578	—	1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	7,670,078	—	—
総株主の議決権	—	72,242	—

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 総合メディカル株式会社	福岡市中央区天神 2丁目14番8号	428,300	—	428,300	5.58
計	—	428,300	—	428,300	5.58

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	2,150	2,135	2,310	2,350	2,250	2,425
最低 (円)	1,800	1,952	2,030	1,983	2,090	2,145

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日内閣府令第5号）附則第7条第1項第1号ただし書き及び第4号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、平成21年7月1日付で有限責任監査法人へ移行したことに伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,139	3,420
受取手形及び売掛金	8,163	9,491
割賦債権	866	836
リース投資資産	1,087	1,131
有価証券	140	80
たな卸資産	※1 3,455	※1 3,249
その他	1,254	1,034
貸倒引当金	△8	△10
流動資産合計	19,097	19,233
固定資産		
有形固定資産		
貸貸資産	1,313	788
建物及び構築物(純額)	3,559	3,515
その他(純額)	2,755	2,678
有形固定資産合計	※2 7,627	※2 6,982
無形固定資産	888	773
投資その他の資産	※3 2,975	※3 2,937
固定資産合計	11,491	10,693
資産合計	30,589	29,926
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,855	8,662
短期借入金	270	230
1年内返済予定の長期借入金	910	830
リース債務	277	192
未払法人税等	343	894
その他	2,049	2,022
流動負債合計	12,705	12,831
固定負債		
長期借入金	1,395	872
リース債務	882	633
その他	639	536
固定負債合計	2,917	2,043
負債合計	15,622	14,874

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,513	3,513
資本剰余金	4,136	4,136
利益剰余金	8,036	7,811
自己株式	△989	△446
株主資本合計	14,698	15,015
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	88	△19
評価・換算差額等合計	88	△19
新株予約権	79	36
少数株主持分	99	19
純資産合計	14,966	15,051
負債純資産合計	30,589	29,926

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)	当第2四半期連結累計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)
売上高	31,618	33,136
売上原価	27,430	28,544
売上総利益	4,187	4,591
販売費及び一般管理費	※1 3,615	※1 3,801
営業利益	571	789
営業外収益		
受取配当金	14	8
受取賃貸料	13	13
その他	29	19
営業外収益合計	57	41
営業外費用		
支払利息	19	15
その他	5	10
営業外費用合計	24	26
経常利益	604	805
特別損失		
減損損失	4	10
特別損失合計	4	10
税金等調整前四半期純利益	600	794
法人税、住民税及び事業税	254	364
法人税等調整額	125	35
法人税等合計	379	399
少数株主損益調整前四半期純利益	—	394
少数株主損失(△)	△45	△18
四半期純利益	266	412

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (平成20年7月1日から 平成20年9月30日まで)	当第2四半期連結会計期間 (平成21年7月1日から 平成21年9月30日まで)
売上高	15,792	17,072
売上原価	13,387	14,630
売上総利益	2,404	2,442
販売費及び一般管理費	※1 1,750	※1 1,852
営業利益	654	589
営業外収益		
受取賃貸料	6	6
その他	12	7
営業外収益合計	19	14
営業外費用		
支払利息	8	8
その他	2	8
営業外費用合計	10	17
経常利益	663	587
特別損失		
減損損失	4	10
特別損失合計	4	10
税金等調整前四半期純利益	658	576
法人税、住民税及び事業税	158	263
法人税等調整額	206	△13
法人税等合計	364	250
少数株主損益調整前四半期純利益	—	325
少数株主損失(△)	△32	△6
四半期純利益	327	332

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)	当第2四半期連結累計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	600	794
減価償却費	476	529
引当金の増減額 (△は減少)	△0	△4
受取利息及び受取配当金	△20	△11
資金原価及び支払利息	22	19
売上債権の増減額 (△は増加)	1,116	1,419
割賦債権の増減額 (△は増加)	△139	△29
リース投資資産の増減額 (△は増加)	—	44
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△550	△126
リース資産の取得による支出	△139	—
仕入債務の増減額 (△は減少)	86	113
その他の資産・負債の増減額	△379	△279
その他	41	47
小計	1,113	2,516
利息及び配当金の受取額	20	11
利息の支払額	△21	△19
法人税等の支払額	△1,062	△917
営業活動によるキャッシュ・フロー	50	1,590
投資活動によるキャッシュ・フロー		
社用資産の取得による支出	△323	△291
貸貸資産の取得による支出	△365	△258
投資有価証券の売却による収入	50	45
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△76
その他	37	△50
投資活動によるキャッシュ・フロー	△602	△630
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	90	40
長期借入れによる収入	—	1,050
長期借入金の返済による支出	△708	△569
リース債務の返済による支出	—	△121
割賦債務の返済による支出	—	△6
株式の発行による収入	92	—
少数株主からの払込みによる収入	—	98
自己株式の取得による支出	△146	△543
配当金の支払額	△228	△187
財務活動によるキャッシュ・フロー	△901	△240
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,453	719
現金及び現金同等物の期首残高	5,366	3,420
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 3,913	※1 4,139

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)
1 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第2四半期連結会計期間から、全株式の取得に伴い新たに子会社となった、とりせんファーマシー株式会社(総合メディカル・ファーマシー関東株式会社に商号変更)を連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 9社
2 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	当第2四半期連結会計期間より新たに連結子会社となったとりせんファーマシー株式会社(総合メディカル・ファーマシー関東株式会社に商号変更)の決算日は、2月28日であります。 連結決算日と当該子会社との決算日の差異が3か月以内であるため、当第2四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表の作成にあたっては、子会社の平成21年8月31日現在の貸借対照表を使用しております。なお、四半期連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上、必要な調整を行っております。
3 会計処理基準に関する事項の変更	重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 従来、主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しておりましたが、第1四半期連結会計期間から、新薬局会計システムの導入を契機に、店舗管理業務の合理化を図るため、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これが当第2四半期連結累計期間に与える影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【表示方法の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当第2四半期連結累計期間では、新たに「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。
	当第2四半期連結会計期間 (平成21年7月1日から 平成21年9月30日まで)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当第2四半期連結会計期間では、新たに「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)
固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)		
※1	医薬品 商品 未成工事支出金 貯蔵品	3,289百万円 29百万円 3百万円 132百万円	※1 医薬品 商品 未成工事支出金 貯蔵品	3,051百万円 25百万円 18百万円 153百万円
※2	有形固定資産の減価償却累計額	5,644百万円	※2 有形固定資産の減価償却累計額	5,309百万円
※3	資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産	 △3百万円	※3 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産	 △5百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)		当第2四半期連結累計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)		
※1	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。 給料手当	 1,397百万円	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。 給料手当	 1,443百万円

前第2四半期連結会計期間 (平成20年7月1日から 平成20年9月30日まで)		当第2四半期連結会計期間 (平成21年7月1日から 平成21年9月30日まで)		
※1	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。 給料手当	 703百万円	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。 給料手当	 714百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)		当第2四半期連結累計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)		
※1	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成20年9月30日現在)		※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年9月30日現在)	
	現金及び預金勘定	2,913百万円	現金及び預金勘定	4,139百万円
	取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	1,000百万円	現金及び現金同等物	4,139百万円
	現金及び現金同等物	3,913百万円		

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)

- 1 発行済株式の種類及び総数
普通株式 7,670千株
- 2 自己株式の種類及び株式数
普通株式 428千株
- 3 新株予約権等に関する事項
ストック・オプションとしての新株予約権
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 79百万円
(注) 権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日	配当の 原資
平成21年4月21日 取締役会	普通株式	187	25	平成21年3月31日	平成21年6月18日	利益 剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日	配当の 原資
平成21年10月20日 取締役会	普通株式	181	25	平成21年9月30日	平成21年11月25日	利益 剰余金

- 5 株主資本の金額は、前連結会計年度末と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）

	コンサルティング 関連事業 (百万円)	薬局関連 事業 (百万円)	レンタル 関連事業 (百万円)	リース・ 割賦関連 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対す る売上高	335	10,924	1,596	2,493	442	15,792	—	15,792
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	—	—	—	328	328	(328)	—
計	335	10,924	1,596	2,493	770	16,120	(328)	15,792
営業利益又は 営業損失 (△)	58	991	185	△55	△30	1,150	(495)	654

当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）

	コンサルティング 関連事業 (百万円)	薬局関連 事業 (百万円)	レンタル 関連事業 (百万円)	リース・ 割賦関連 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対す る売上高	339	11,819	1,759	2,514	640	17,072	—	17,072
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	—	—	—	264	264	(264)	—
計	339	11,819	1,759	2,514	904	17,336	(264)	17,072
営業利益又は 営業損失 (△)	56	802	279	△22	22	1,137	(548)	589

前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）

	コンサルティング 関連事業 (百万円)	薬局関連 事業 (百万円)	レンタル 関連事業 (百万円)	リース・ 割賦関連 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対す る売上高	650	21,791	3,140	5,322	714	31,618	—	31,618
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	—	—	—	537	537	(537)	—
計	650	21,791	3,140	5,322	1,251	32,155	(537)	31,618
営業利益又は 営業損失 (△)	109	1,572	261	△128	△118	1,697	(1,125)	571

当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）

	コンサルティング 関連事業 (百万円)	薬局関連 事業 (百万円)	レンタル 関連事業 (百万円)	リース・ 割賦関連 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対す る売上高	627	23,631	3,294	4,495	1,087	33,136	—	33,136
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	—	—	—	361	361	(361)	—
計	627	23,631	3,294	4,495	1,449	33,498	(361)	33,136
営業利益又は 営業損失（△）	40	1,719	347	△122	△5	1,979	(1,189)	789

- (注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。
2 各事業区分に属する主な事業内容は、次のとおりであります。

事業区分	事業内容
コンサルティング関連事業	医業経営コンサルティング、医師の転職支援・開業支援等
薬局関連事業	調剤薬局の経営
レンタル関連事業	入院患者等向けテレビのレンタル、販売
リース・割賦関連事業	医療機器のリース、割賦販売、販売
その他の事業	医療施設の企画・設計・施工、病院内売店の経営、治験（SMO）、特定保健指導の受託サービス等

3 事業区分の方法の変更

前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）

第1四半期連結会計期間より、従来「その他の事業」の区分に属していたコンサルティング事業（DtoDを含む）は、全セグメントに占める割合が高くなったことから、新たに「コンサルティング関連事業」として分離独立いたしました。この結果、従来の方法に比較して当第2四半期連結累計期間の売上高はコンサルティング関連事業が650百万円（うち外部顧客に対する売上高は650百万円）増加し、その他の事業が650百万円（うち外部顧客に対する売上高は650百万円）減少しました。また、営業利益は、コンサルティング関連事業が109百万円増加し、その他の事業が109百万円減少しました。

4 会計処理基準に関する事項の変更

前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更
たな卸資産

従来、主として先入先出法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。これによる当第2四半期連結累計期間の各セグメントの損益に与える影響は軽微であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法の変更
レンタル資産

従来、定率法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間から、レンタル期間に基づく定額法を採用する方法に変更いたしました。この変更は、第1四半期連結会計期間からレンタル資産の調達方針をこれまでのリース調達から自社購入へと変更したことから、今後レンタル資産が増加していくことを踏まえ、これまでのリース調達に伴う費用配分方法との整合性を図ることにより、期間損益計算の適正化を図るために行ったものであります。これによる当第2四半期連結累計期間の各セグメントの損益に与える影響は軽微であります。

当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）

重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

たな卸資産

従来、主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しておりましたが、第1四半期連結会計期間から、新薬局会計システムの導入を契機に、店舗管理業務の合理化を図るため、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。これが当第2四半期連結累計期間の各セグメントの損益に与える影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）並びに前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）並びに前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成21年9月30日）

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度末と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成21年9月30日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）

- 1 スtock・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
当第2四半期連結会計期間に与える影響額が軽微であるため、記載を省略しております。
- 2 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。
- 3 当第2四半期連結会計期間におけるストック・オプションの条件変更
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 2,041円94銭	1株当たり純資産額 2,001円72銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	14,966	15,051
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	178	55
(うち新株予約権)	(79)	(36)
(うち少数株主持分)	(99)	(19)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(百万円)	14,787	14,995
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(千株)	7,241	7,491

2 1株当たり四半期純利益等

前第2四半期連結累計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)	当第2四半期連結累計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)
1株当たり四半期純利益 34.90円	1株当たり四半期純利益 55.87円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益 34.89円	

(注) 1 当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)	当第2四半期連結累計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(百万円)	266	412
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	266	412
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,638	7,388
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	1	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	重要な変動はありません。

前第2四半期連結会計期間 (平成20年7月1日から 平成20年9月30日まで)		当第2四半期連結会計期間 (平成21年7月1日から 平成21年9月30日まで)	
1株当たり四半期純利益	42.86円	1株当たり四半期純利益	45.46円

- (注) 1 前第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 当第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (平成20年7月1日から 平成20年9月30日まで)	当第2四半期連結会計期間 (平成21年7月1日から 平成21年9月30日まで)
四半期純利益(百万円)	327	332
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	327	332
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,632	7,304
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	重要な変動はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第2四半期連結累計期間
(平成21年4月1日から
平成21年9月30日まで)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

借手側

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	減損損失累 計額相当額 (百万円)	残高 相当額 (百万円)
賃貸資産	11,153	7,784	697	2,670
工具、器具 及び備品	1,114	683	7	423
ソフトウェア	748	431	3	313
合計	13,016	8,899	709	3,407

- (2) 未経過リース料残高相当額等
未経過リース料残高相当額

1年内 1,856百万円

1年超 2,491百万円

合計 4,347百万円

リース資産減損勘定の残高 134百万円

- (3) 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額

	会計期間	累計期間
支払リース料	649百万円	1,370百万円
リース資産減損勘定の取崩額	50百万円	81百万円
減価償却費相当額	599百万円	1,265百万円
支払利息相当額	25百万円	55百万円

- (4) 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間の減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2【その他】

平成21年10月20日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (1) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・・・・・・・181百万円
- (2) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・・・・・・・25円
- (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・平成21年11月25日

(注) 平成21年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月 5日

総合メディカル株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鳥巢 宣明 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 次男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている総合メディカル株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、総合メディカル株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月 2 日

総合メディカル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鳥巢 宣明 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 次男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている総合メディカル株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、総合メディカル株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。